

対象品目: 全品目

規範項目

50

燃料等の適切な管理の実施

規範の必要性や背景

* ガソリンや灯油などの燃料は、①火災発生の高危険性、②火災発生した場合に火災を拡大させる高危険性、③火災の際の消火の高困難性などの理由から、消防法で「危険物」に指定されています。

燃料を一定量以上貯蔵したり取扱ったりする場合は、原則として市町村長等の許可を受けた危険物施設が必要です。また、燃料の流出は環境に重大な負荷を及ぼす恐れがあるため、取扱いには注意が必要です。

取組事項

○ 法令で定める指定数量以上の農業用燃料油の貯蔵施設には、施設周辺の空間、施設の高さ、壁や柱が耐火構造であること、床が不浸透性であることなどの条件が定められており、指定数量未満でも市町村火災予防条例で規制を受ける場合があるので留意する。

○ 燃料用の容器は適正なものを使用し、専用の場所で保管する。

○ 保管場所は火気厳禁とし、燃えやすいものを置かず、消火器を用意する。

○ 燃料が周辺に流れ出さないように防油堤の設置などの対策をとる。

○ 室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように換気に気をつける。

○ 変質した燃料は使用しないようにする。

解説

農業の生産現場で使用する事が多い、ガソリン、灯油、軽油、重油は、消防法で定める危険物第4類(引火性液体)として、以下の指定数量が定められています。

指定数量以上の危険物は、決められた場所以外での貯蔵や取扱いが禁止されています。

また、指定数量が異なる危険物を、同一の場所で貯蔵などを行う場合、当該危険物の数量を、当該危険物の指定数量で割り、その合計が1以上となるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵、または取扱っているものとみなされますので注意が必要です(総量規制)。

さらに、指定数量未満でも市町村の火災予防条例で規制を受けることがありますので留意してください(詳細は各市町村の消防防災担当部署にご確認ください)。

●総量規制の例

ガソリン	貯蔵量 $\frac{120\text{ℓ}}{200\text{ℓ}}$	+	灯油	貯蔵量 $\frac{600\text{ℓ}}{1,000\text{ℓ}}$	=	$\frac{6}{5}$	1以上なので指定数量以上となります。
------	---------------------------------------	---	----	---	---	---------------	--------------------

表：消防法危険物および指定数量(抜粋)

類	品名	性質	指定数量 (単位:ℓ)	
引火性液体	特殊引火物	アセトアルデヒド等	50	
	第一石油類 *ガソリンなど、1気圧において引火点が21度未満のもの	ガソリン等	非水溶性液体	200
		アセトン等	水溶性液体	400
	アルコール類	エタノール等		400
	第二石油類 *灯油、軽油など、1気圧において引火点が21度以上70度未満のもの	灯油、軽油等	非水溶性液体	1,000
		酢酸	水溶性液体	2,000
	第三石油類 *重油など、1気圧において引火点が70度以上200度未満のもの	重油等	非水溶性液体	2,000
		エチレングリコール等	水溶性液体	4,000
	第四石油類	モーター油等		6,000
	動植物油類	ナタネ油等		10,000

◆参考情報

- ・危険物安全対策の推進(総務省消防庁危険物保安室HP)
<http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/kiken.html>

◆関連法令等

- ・消防法
- ・毒物及び劇物取締法

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>
(総務省HP 法令データ提供システムで入手可能)

- ・各市町村火災予防条例